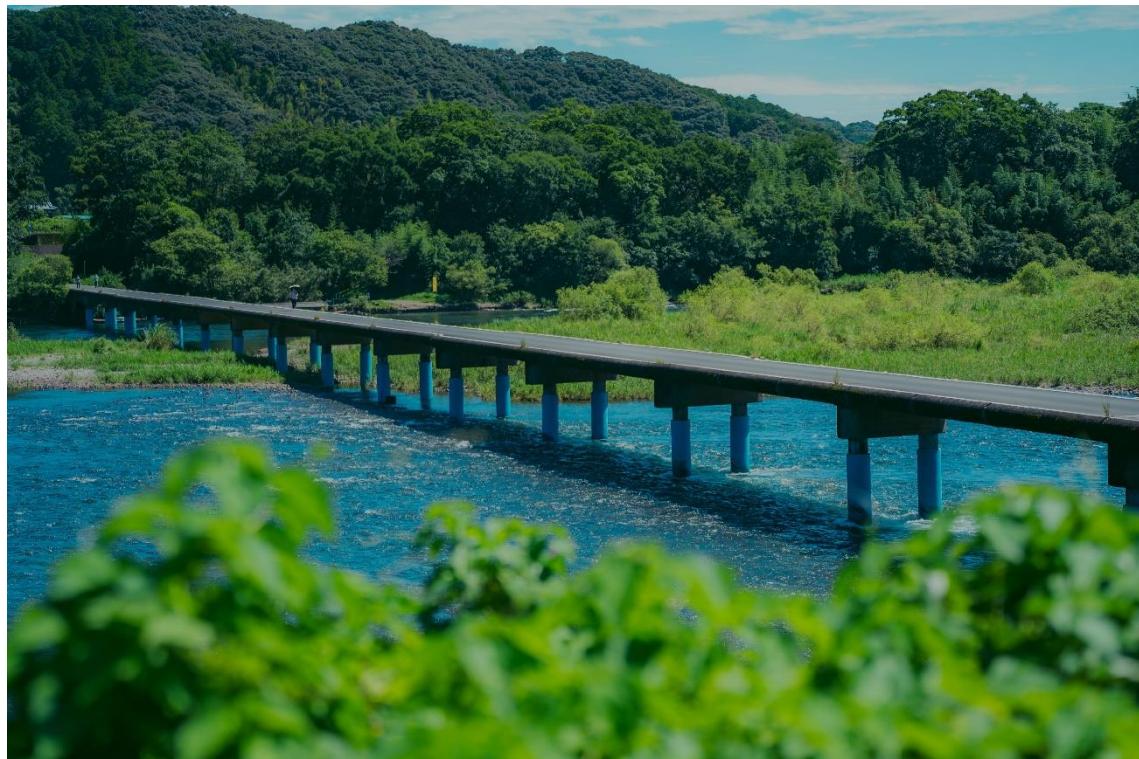


四万十市

パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ガイドブック



2025 年 7 月
四万十市

目次

はじめに	1
パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	1
パートナーシップ制度への登録ができる方	2
制度利用者が円滑に利用できる行政サービス	3
高知県の行政サービス	3
四万十市の行政サービス	3
パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度の流れ	4
必要書類	5
登録証の再交付・抹消	6
再交付	6
抹消	6
変更	6
取消	6
パートナーシップ・ファミリーシップ制度Q&A	7
要綱・様式等	9
性的マイノリティへの理解を深めるために	26
L G B T Q +とは	26
S O G Iとは	26
性の多様性	27
カミングアウトとアウティング	27
アライ (Allay)	28
性的少数者を取り巻く現状	28
相談のご案内	29

はじめに

我が国の性的マイノリティをめぐる流れとして、性的指向やジェンダー・アイデンティティに関する国民の理解を深めることを目的とした法律である「LGBT理解増進法」（性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が、令和5年6月に成立しました。

四万十市においては、平成20年1月に、「四万十市人権尊重の社会づくり条例」が施行されています。この条例は、人権尊重の社会づくりのため、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的としています。

自分の性的指向・性自認が尊重され、自分らしく輝いて生きることのできるよう、本市ではパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。この制度に法的効力はありませんが、多様な性への社会的理解を深め、誰もが住みやすいまちを実現を目指していくものです。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

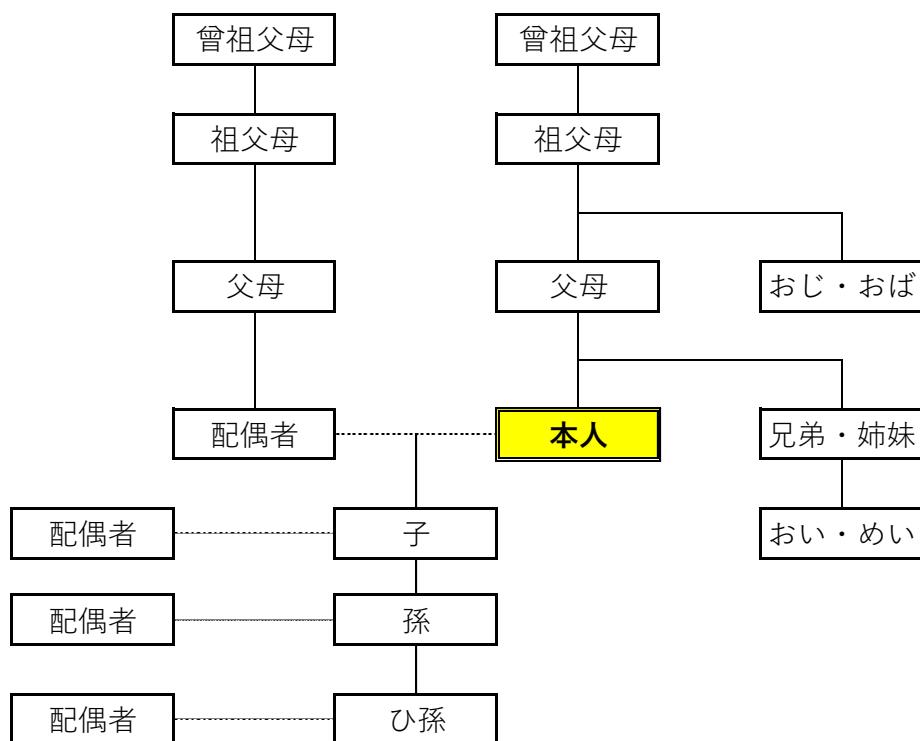
本制度は性的マイノリティの方などへの支援の一環として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したお二人及び近親者の方を、婚姻及び家族間に相当する関係（パートナーシップ・ファミリーシップ）にあると市が証明する制度です。

パートナーシップ制度への登録ができる方

※ファミリーシップは、パートナーシップを形成する一方又は双方の近親者が合意のもと登録できます。

- (1) 申請の日において、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 申請をしようとする双方もしくは一方が本市に住所を有していること。または申請をしようとする者的一方が登録の日より3月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。また、相手方以外の者とパートナーシップを形成していない又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情ないこと。
- (4) 申請をしようとする者同士が、直系血族又は三親等以内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でない（※下図参照）こと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

※パートナーシップの登録ができない間柄の方



制度利用者が円滑に利用できる行政サービス

必ずしもパートナーシップ・ファミリーシップの関係性を結ばなくても利用できるサービスもあります。制度に登録することで、市がお互いの関係性を認め、円滑なサービスの利用に繋がります。

高知県の行政サービス

サービスの概要	内容
県営住宅への入居申請	県営住宅での入居申請が可能
県立病院での面会など	患者のパートナーによる面会・見舞いなどの対応が可能
犯罪被害者等支援事業費補助金の申請	補助金の対象となる遺族には、事実上婚姻関係と同等の事情にあるパートナーも含まれる
心身障害者扶養共済制度への加入申請	障害者の保護者や配偶者と同様に、障害者のパートナーも共済制度への加入申請が可能
住居確保給付金の申請	住宅喪失者等への家賃相当額を申請する場合、同居及び生計を一にしている場合は、パートナーも世帯員として認定可能

四万十市の行政サービス

サービスの概要	内容
市営住宅への入居申請	「親族要件」に該当し入居申請が可能
保育所・幼稚園申込等	保育所・幼稚園への申込等時に保護者として記入が可能
市立病院での面会など	患者のパートナーによる面会・見舞いなどの対応が可能
救急搬送証明書・被災証明書（火災の場合）の交付	書類申請の交付が可能

※サービスごとに所定の要件があります。

※今後、利用できるサービスが追加され次第更新します。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度登録の流れ

登録の際は、四万十市人権啓発センターまでご相談ください。

住 所：高知県四万十市右山元町1丁目3-17

相談時間：月曜から金曜日 9時00分から16時00分

(12時から13時の昼休みと祝日・年末年始を除く)

電 話：0880-34-5751

登録の流れは、下になります。

①申請日時の予約（原則1週間前まで）

●事前に申請する日時を電話でご連絡ください。

○申請日時の調整、必要書類等の説明を行います。

②必要書類の準備（申請当日まで）

●住民票、戸籍抄本、本人確認書類等の必要書類をご準備ください。詳細は、次項【必要書類】でご確認ください。

③申請当日

●必要書類をお持ちのうえ、登録を希望するお二人でお越しください。

④登録

○提出書類に不備がなく、要件を満たしている場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿」への登録を行います。

○登録証等の交付についてご連絡します。

⑤登録証の交付（後日）

○四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証及び四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カードを交付します。

●登録を希望するお二人でお越しください。

※●は申請者、○は市が行います。

必要書類

申請書

同意書

次のいずれかの本人確認書類（有効期限内のもの）

運転免許証 個人番号カード（マイナンバーカード）
 パスポート その他官公署が発行した顔写真が貼付されている書類

通称名の登録を希望する場合、当該通称名を日常的に使用していることが分かる書類（当該通称名宛に届いた郵便物、社員証等）の写し

他必要書類（本市の公簿により確認できる場合は、上記同意書提出で省略可）

※添付書類については届出日から3月以内に発行されたものに限ります

住民票の写し

・パートナーシップ登録時提出

配偶者がいないことを証する書類（戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書等）

・ファミリーシップ登録時提出

子又は近親者等の氏名記載に関する同意書

登録者と子の同居の事実が確認できる書類

近親者である事実が確認できる書類

他市から転入し登録をする場合

転出証明書や賃貸契約書等の本市への転入予定が確認できる書類

その他特別に添付を必要とする場合

市長が必要と認める書類

※外国籍の方が登録する場合、配偶者がいないことが確認できる日本語訳に翻訳した書類をお持ちください

登録証の再交付・抹消

再交付

登録証又は登録カードの紛失や棄損、破損等の事情により再発行を希望する場合

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書（様式第9号）をご提出ください。

変更

住所・氏名・通称名など登録した内容を変更した場合

変更がわかる書類（住民票の写しや郵便物等）を添付し、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更等届（様式第7号）をご提出ください。

抹消

次の項目に該当した場合は、登録を抹消します。

- ・パートナーシップが解消された場合
- ・パートナーの一方が死亡した場合
- ・パートナーの一方または双方が一時的な場合以外で転出した場合
- ・その他の理由で要件を満たさなくなった場合

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届（様式第10号）をご提出ください。

取消

次の項目に該当した場合は、登録を取り消します。

- ・登録証又は登録カードの不正利用が判明した場合
- ・偽りその他の不正の手段によりパートナーシップの登録を受けたことが判明した場合

登録証及び登録カードを返還してください。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度 Q&A

Q パートナーシップ・ファミリーシップとはどういう関係ですか。

A パートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとし、住居の同異を問わず相互の協力により生活している、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係をいいます。

ファミリーシップとは、パートナーシップを形成している方のお子様や近親者を含めた、家族としての関係です。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度は婚姻とどう違うのでしょうか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度に費用はかかりますか

A 登録や証明書の交付に費用はかかりません。ただし、登録の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

Q 養子縁組をしている間柄では登録はできませんか

A 性的少数者の方の中には、同性で婚姻できないことから、養子縁組を結んで家族となっている方もいることを考慮して、登録は可能とします。※ただし、近親者間（「おじ・おば」、「おい・めい」）での養子縁組は除く。）

Q 四万十市外に住んでいても登録はできますか。また、同居していないと登録できませんか

A 四万十市内に在住している方を対象とした制度になります。パートナー関係にある方の一方または双方が四万十市に住んでいるか、四万十市へ転入を予定している方であれば、登録できます。住居の同異は問いません。

Q 外国籍の人も登録できますか

A 登録できます。婚姻要件具備証明書（独身証明書）など配偶者がいないことが確認できる書類を日本語訳を添えてお持ちください。

Q 証明書は、公的な本人確認書類として使用できますか

A 使用できません。四万十市がパートナーシップ・ファミリーシップの関係であると認めたことを証明するものです。

Q 代理人からの申請や登録証の受取りはできますか

A 書類の代筆は可能ですが、代理人からの申請や登録証の受取りはできません。必ず、ご本人様かお二人でお越しください。

Q 登録はどこで手続きすればいいですか

A 登録受付は、四万十市人権啓発センターで電話等の事前連絡をしたうえで行っています。提出された書類や、記載されている内容等の大変な個人情報等は、必ず守られます。

Q 登録後に市外に転出する場合はどうすればいいですか

A 一方が四万十市に住所を残す場合は、住所の変更の届出が必要です。双方が市外に転出して四万十市に住所を有しなくなる場合、制度に該当しないため返還届の提出が必要です。ただし、転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合、登録は継続されます。詳しくは人権啓発センターまでご相談ください。

要綱・様式等

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市人権尊重の社会づくり条例（平成19年四万十市条例第27号）の理念に基づき、全ての人の人権が尊重され、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現を目的とし、パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者の子（養子を含む。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）を含め、家族として、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した当事者間の関係をいう。
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ登録 パートナーシップ及びファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）関係にある当事者からの申請により、市長が四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することをいう。

(パートナーシップの登録申請)

第3条 パートナーシップを形成している者は、その関係にある旨の登録を市長に申請することができる。

- 2 パートナーシップの登録の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 双方間の同意があること。
 - (2) 第5条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
 - (3) 申請者のいずれかが本市に住所を有すること（本市への転入を予定している者を含む。）。
 - (4) 配偶者がいないこと。
 - (5) 相手方以外の者とパートナーシップを形成していない又は婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情ないこと。
 - (6) 申請者同士が、直系血族又は三親等以内の傍系血族若しくは直系姻族の関係（以下「近親者」という。）でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(ファミリーシップの登録申請)

第4条 申請者は、市長に対し、次の各号のいずれかに該当する者を、ファミリーシップ関係に

ある者として登録申請することができる。

(1) 登録をしようとする者すべての同意があること。

(2) 申請者の方又は双方の近親者。

(書類の提出)

第5条 申請者は、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 申請者の同意が確認できる場合において、申請者の方又は双方が自ら申請書に記入することができないと市長が認める場合は、これを代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定により申請書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることとする。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(3) パスポート

(4) その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明等であって、申請をしようとする者の顔写真が貼付されているもの

4 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、本市の公簿により確認できるときは、同意書（様式第2号）の提出をもってこの該当書類の添付を省略することができる。

(1) 住民票の写し（申請日から3月以内に発行されたものに限る。本市への転入を予定している場合にあっては、この事実が確認できる書類をいう。以下同じ。）

(2) パートナーシップを登録する場合、戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップを登録する場合、住民票の写し等申請者と子の同居の事実が確認できる書類（市内への転入を予定している者にあっては、子に係る申請に限り、転入及び申請者と子の転入後の同居の事実を確認することができるもの）

(4) ファミリーシップを登録する場合、戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書又はその他近親者である事実が確認できる書類（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

5 申請日において15歳以上の近親者をファミリーシップとして登録する場合は、近親者の氏名記載に関する同意書（様式第3号）の提出を必要とする。

(通称名の使用)

第6条 申請者は、市長が特に理由があると認める場合は、申請書において、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 申請者は、前項の規定により通称名を使用することを希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を、申請書に添付しなければならない。

(登録証等の交付)

第7条 市長は第3条第1項及び第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該申請者に対し、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）及び四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード（様式第5号。以下「登録証カード」という。）を交付するものとする。第4条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、登録証及び登録証カード（以下「登録証等」という。）に当該近親者の氏名等を記載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者のいずれもが市内に住所を有しない場合には、市長は登録証等に代えて四万十パートナーシップ・ファミリーシップ登録転入予定者受付票（様式第6号。以下「転入予定者受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、申請者のいずれかが市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該申請者から転入予定者受付票を返還させ、登録証等を交付するものとする。
- 4 登録証等又は転入予定者受付票は、申請者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、申請者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(登録事項の変更等)

第8条 登録証等を交付された者（以下「登録者」という。）は、登録証等の記載事項等に変更があったときは、速やかに、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、変更届が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該変更に係る事項を反映した登録証等を交付するものとする。

(近親者の氏名の削除)

第9条 第7条第1項の規定により登録証等に氏名等を記載された近親者（この項の規定による申立をする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、当該登録証等から自身の氏名等を削除するように市長に申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申立をしようとする近親者は、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証及び登録証カードからの氏名削除に関する申立書（様式第8号。以下「申立書」という。）に申立をしようとする者の本人を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 市長は申立書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該近親者の氏名等を削除するものとする。

(登録証等の再交付)

第10条 登録者は、当該登録証等の紛失、毀損等の事情により登録証等の再交付を希望するときは、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適正と認めた場合は、登録証等を再交

付するものとする。

(登録証等の返還)

第11条 登録者は次のいずれかに該当するときは、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届（様式第10号。以下「返還届」という。）に登録証等を添えて、市長に返還しなければならない。

- (1) 登録者の意思によりパートナーシップ等が解消された場合
- (2) 登録者の一方が死亡した場合
- (3) 登録者の一方又は双方が転出し、双方が四万十市に住所を有しなくなった場合（一時的な場合を除く。）
- (4) その他の理由によりパートナーシップ等に該当しなくなった場合

(登録証等の取消し)

第12条 市長は、登録者が虚偽その他の不正な方法により登録証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた登録証等を不正に使用したことが判明したときは、登録証等の証明を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録証の証明を取り消した場合は、第7条の規定により交付した登録証等の返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(表面)

様式第1号（第5条関係）

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録申請書

年 月 日

四万十市長 様

私たちは、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ登録を申請します。また、裏面の誓約事項について誓約します。

登録希望日 年 月 日

<パートナーシップ・ファミリーシップ登録（自署）>

申請者氏名

(年 月 日生) (年 月 日生)

通称名 (通称名は、通称名での登録を希望する場合に記入。)

住所

代筆者（上記を代筆者が記載した場合）

氏名 _____

住所 _____

<ファミリーシップ登録の近親者>

氏名

(年 月 日生) 続柄 _____ (年 月 日生) 続柄 _____

氏名

(年 月 日生) 続柄 _____ (年 月 日生) 続柄 _____

※近親者が満15歳以上である場合は、別紙「近親者の氏名記載に関する同意書」に当該近親者が自署し、提出してください。

(裏面へ)

(裏面)

パートナーシップ誓約事項及び同意事項
(内容を確認の上、□にチェックを入れてください。)

誓約事項	<input type="checkbox"/> 申請の内容に偽りがないこと。 <input type="checkbox"/> お二人が互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を現に行い、又は行うことを約束している関係であること。 <input type="checkbox"/> 申請の日において、お二人ともが民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。 <input type="checkbox"/> 申請者のいずれかが本市に住所を有する。または3月以内に本市への転入を予定していること。 <input type="checkbox"/> お二人ともに配偶者がないこと。 <input type="checkbox"/> 申請する相手方以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。 <input type="checkbox"/> お二人が、近親者でないこと。(パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)
------	---

- - - - - 事務使用欄 - - - - -		
添付書類 確認欄	<p>※添付書類については、申請日から3月以内に発行されたものに限る</p> <p><u>申請者名</u></p> <p><input type="checkbox"/> 同意書</p> <p>次のいずれかの本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバーカード)</p> <p><input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他</p> <p><input type="checkbox"/> 通称名の登録を希望する場合 当該通称名を日常的に使用していることが分かる書類(当該通称名宛に届いた郵便物、社員証等)の写し</p> <p><u>他必要書類</u> (本市の公簿で確認できる場合、<u>同意書の提出により省略可能</u>)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ登録の場合 <input type="checkbox"/> 配偶者がいないことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーシップ登録の場合 <input type="checkbox"/> 申請者と子の同居の事実が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他近親者である事実が確認できる書類 <p><input type="checkbox"/> 近親者の氏名記載に関する同意書 (満15歳以上の近親者)</p> <p><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類</p>	<p>※添付書類については、申請日から3月以内に発行されたものに限る</p> <p><u>申請者名</u></p> <p><input type="checkbox"/> 同意書</p> <p>次のいずれかの本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバーカード)</p> <p><input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他</p> <p><input type="checkbox"/> 通称名の登録を希望する場合 当該通称名を日常的に使用していることが分かる書類(当該通称名宛に届いた郵便物、社員証等)の写し</p> <p><u>他必要書類</u> (本市の公簿で確認できる場合、<u>同意書の提出により省略可能</u>)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ登録の場合 <input type="checkbox"/> 配偶者がいないことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーシップ登録の場合 <input type="checkbox"/> 申請者と子の同居の事実が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他近親者である事実が確認できる書類 <p><input type="checkbox"/> 近親者の氏名記載に関する同意書 (満15歳以上の近親者)</p> <p><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類</p>
	受付内容 確認欄	<p><input type="checkbox"/> 受付印押印 <input type="checkbox"/> 決裁 <input type="checkbox"/> 登録簿入力 <input type="checkbox"/> 交付完了</p> <p>確認者 () ()</p>

同意書

年　月　日

四万十市長様

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録を申請するにあたり、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第3条第2項及び第4条第2項に定める登録対象者の資格要件の審査のため、市の公簿を確認することに同意します。

申請者 住 所 _____

ふりがな
氏名 _____

申請者 住 所 _____

ふりがな
氏名 _____

※個人情報は厳重に管理し、本登録制度以外の目的に使用しません。

様式第3号（第5条関係）

近親者の氏名記載に関する同意書

（満15歳以上の近親者）

年　月　日

四万十市長 様

以下の者が、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度に基づく申請を行うにあたり、近親者として、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証及び登録カードに私の氏名及び継柄を記載することに同意します。

申請者 氏名 _____

同意者 氏名 _____ (自署) _____

生年月日 年 月 日 生 (歳) _____

申請者との関係 _____

※個人情報は厳重に管理し、本登録制度以外の目的に使用しません。

(表面)

様式第4号（第7条関係）

登録第 号
登録年月日 年 月 日

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証

氏名 _____ 様
(生年月日) 年 月 日生

氏名 _____ 様
(生年月日) 年 月 日生

上記2名の者は、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱
第7条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ登録されたことを証明します。

年 月 日

四万十市長

印

この登録証は法律上の効果が生じるものではありませんが、登録を受けた方々が人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、お幸せに暮らせるよう願うものです。
登録証の提示を受けた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。
また、登録証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。



(裏面)

注意事項

- 1 この登録証は、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 登録者は、登録事項に変更があった場合には、市長に届け出ること。
- 3 下記（1）から（4）のいずれかに該当した場合には、この登録証及び登録証カードを市長に返還すること。
 - (1) 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合
 - (2) 登録者的一方が死亡した場合
 - (3) 登録者的一方又は双方が四万十市外に転出し、双方が四万十市に住所を有しなくなった場合（一時的な場合を除く）
 - (4) その他の理由によりパートナーシップ・ファミリーシップに該当しなくなった場合

特記事項

- ・通称名を登録している場合について

以下に戸籍上の名前（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名

(戸籍上の名前)

通称名

(戸籍上の名前)

- ・ファミリーシップ制度の登録者がいる場合 以下に氏名等を記載します。

氏 名

(年 月 日生)

パートナーシップ登録者との続柄 _____

様式第5号（第7条関係）

表面

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード	
四万十市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの登録をされたことを証明します。	
登録日 年 月 日	
氏名 _____	氏名 _____
川とともに生きるまち shimanto 四万十市	
四万十市長	印

裏面

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを市に登録したお二人に、登録証を交付する制度です。	
この登録証カードの掲示を受けた皆様には、制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いします。また、登録証カードを提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。	
特記事項	
戸籍上の氏名 _____	
ファミリーシップ登録者	
氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)
氏名 (年 月 日生)	氏名 (年 月 日生)

※原寸大

※登録証カードはデザインが変更になる場合があります

備考

- 1 通称名で登録証カードを交付した場合には戸籍上の氏名を、またファミリーシップの登録を提出した場合は登録者の氏名及び生年月日を裏面特記事項に記載する。
- 2 登録証カードを再交付した場合には、特記事項欄に再交付年月日を記載する。
- 3 大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

(表面)

様式第6号（第7条関係）

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録

転入予定者受付票

様

様

以下のとおり、「四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱」に規定する申請を受け付けたことを証明します。

年　　月　　日

四万十市長

印

【本票の有効期限：　　年　月　日】

- 1 一方又は双方が四万十市へ転入したことを証明する住民票の写し等を、上記期限までに提出してください。本票と引き換えに「四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証」をお渡しします。
- 2 上記期限までに提出がない場合は、申請の要件を欠くものとして、申請書類一式を連絡先へお返しします。※期限内の提出が困難な場合は、ご連絡ください。
- 3 上記期限の経過又は登録証の交付をもって、本票は効力を失います。

(裏面)

様式第6号（第7条関係）

転入予定者受付票の提示を受けられた方へ

四万十市では、四万十市人権尊重の社会づくり条例の理念に基づき、全ての人の人権が尊重され、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現に寄与することを目的としてパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。

性の多様性において、違いや個性に対する差別や偏見のないまちづくりへのご理解とご協力をお願いします。

この転入予定者受付票は、申請者が市外に在住していて、一方又は双方が四万十市に転入しようとしているときにお渡しするものです。申請者が四万十市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくもので、事業者のみなさまにおかれましては、この転入予定者受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のありかた（性的指向、性自認、性表現）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

【パートナーシップ・ファミリーシップとは】

互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な当事者間の関係をいう。

【四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてのお問い合わせ】

四万十市

TEL・FAX：0880- -

様式第7号（第8条関係）

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届

年 月 日

四万十市長 様

次のとおり、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第8条の規定により、登録事項の変更があつたことを申請します。

ふりがな
申請者氏名

登録証に関する事項

登録番号 第 号 登録日 年 月 日

登録者氏名（変更のあつた方を記入してください。）

ふりがな
氏名 (代筆者) ふりがな
氏名

申請の理由（該当する内容に☑を入れ、当該内容を記載してください。）

住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事項の変更

住所 変更前

変更後

氏名または 通称名 変更前

変更後

その他 変更内容

近親者の登録

申請内容の変更

近親者の記載の終了

理由

注意事項

- 申請者については、本人確認書類を提示してください。
- 申請内容に変更があつた事実が確認できる書類を添付してください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更の事実が確認できる書類

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証及び

登録カードからの氏名削除に関する申立書

年 月 日

四万十市長 様

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証及び登録カードから私の氏名を削除
するよう申し立てます。

【申立人】

住所 _____

ふりがな 氏名 _____ ふりがな 通称名 _____

連絡先 _____

【申請者確認事項】

住所 _____

ふりがな 氏名 _____

連絡先 _____

様式第9号（第10条関係）

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書

年　月　日

四万十市長 様

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第10条第1項の規定に基づき、四万十市パートナーシップ登録証等の再交付を申請します。

申請者

住所

ふりがな
氏名

(ふりがな
通称名)

代筆者

住所

ふりがな
氏名

再交付を希望する理由（該当する内容の□にチェックを入れてください。）

- 紛失
- 毀損
- その他（ ）

再交付を希望するもの（該当する内容の□にチェックを入れてください。）

- 登録証
- 登録証カード 通

- - - - - 事務使用欄 - - - - -

添付書類

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他
--------	---

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等返還届

年 月 日

四万十市長 様

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第11条の規定により、登録証等を返還します。

返還の理由（いずれかに「」を入れてください。）

- 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合
- 登録者の一方が死亡した場合
- 登録者の一方又は双方が本市外に転出し、双方が四万十市に住所を有しなくなった場合
- その他の理由によりパートナーシップ・ファミリーシップに該当しなくなった場合

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

(ふりがな
通称名) _____

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

(ふりがな
通称名) _____

(代筆者)

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

性的マイノリティへの理解を深めるために

LGBTQ+とは

Lesbian レズビアン	女性の同性愛者 (心の性が女性で 女性が恋愛対象の人)
Gay ゲイ	男性の同性愛者 (心の性が男性で 男性が恋愛対象の人)
Bisexual バイセクシュアル	両性愛者 (女性も男性も恋愛対象の人)
Transgender トランスジェンダー	身体の性と心の性が一致しない人
Questioning クエスチョニング Queer クィア	性自認・性的指向を決められない、決めてない、分からない人
＋ プラス	上記に当てはまらない多様な性

レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)、クエスチョニング(Questioning)又はクィア(Queer)の頭文字をとり、性的マイノリティの総称として「LGBTQ」と表現されています。また、LGBTQ 以外のセクシュアルマイノリティ（他者に対して性的欲求・恋愛感情を抱かないアセクシュアル、好きになるに当たってセクシュアリティを条件としないパンセクシュアルなど）を含めていることを示すために、プラス（+）を加えて「LGBTQ+」とも表現されます。

SOGI (ソジ) とは

SOGI (ソジ) とは、「性的指向」（セクシュアルオリエンテーション Sexual Orientation）と「性自認」（ジェンダーアイデンティティ Gender Identity）の頭文字をとった総称で、全ての人が持つ、セクシュアリティ（性のあり方）に関わる LGBTQ+よりも広い概念です。性的指向と性自認は誰もがもっているもので、全ての人がどこかに分類される一方で、誰一人同じ人はいません。

性的指向が異性に向き、性自認と身体・戸籍の性に違和感がない人もいれば、性自認と身体・戸籍の性に違和感を抱く人、自分を男性とも女性とも決めたくない人など、典型的なあり方ではない人たちもいます。性のあり方はグラデーションのように多様で、誰もが多様な性の中で生きています。

性の多様性について

性のあり方はとても多様で、人それぞれ違います。

性自認や性的指向は、人間が本来持っている多様性の一つです。

セクシュアリティは 主に4つの要素の組み合わせによって形作られていますが、この組み合わせは多様です。

からだの性(生物学的な性)… 生まれた時に 割り当てられた性別

こころの性(性自認)…………… 自分が認識している性別

好きになる性(性的指向)……… 恋愛感情や 性的な関心についての指向

表現する性(性表現)…………… 言葉遣いや 服装、 髮型 、 しぐさなど

「性のあり方はグラデーション」と言われるくらい、たくさんのセクシュアリティの存在が認められています。私たちは、セクシュアリティにとらわれず、その人のありのままを理解し合うことが必要です。

カミングアウトとアウティングとは

カミングアウトとは、本人が自発的に性自認や性的指向を他の人に打ち明けることを言います。

アウティングとは、他人の秘密を許可なく他人に伝える行為全般を指し、日本では特に本人の許可なく第三者に性自認や性的指向を伝えることを言います。

意図しないアウティングが、いじめやハラスメントなどの深刻な影響を及ぼすこともあり、重大な人権侵害であることを認識する必要があります。

カミングアウトは信頼の証でもあります。もしカミングアウトを受けた場合、最後まで話を聞き、「話してくれてありがとう」「何かできることはある?」と受け止めてあげてください。

アライ (Ally)とは

アライとは、「仲間」や「同盟者」を意味する英単語から転じ、性的マイノリティに対する理解と支援の意思を表明している人のことです。

LGBTQ+当事者でない人がアライであるためには、マイノリティを知るために以下のような活動があります。

- 性の在り方が多様であることを知り、正しい知識を身につける。
- 講演会等に参加し、当事者の声や経験に耳を傾ける
- 自分の身の回りが多様な性の在り方を前提としているかどうか振り返る。
- 差別的な言動を見かけたら注意する。
- 性別を限定する表現を使わない。
- 男女分けや決めつけができるだけ無くす。
- 性的マイノリティのニュースや話題に積極的に目を向ける。

性的少数者を取り巻く現状

性的マイノリティは見た目では分からぬことから、「見えにくいマイノリティ」とも言われ、「自分のまわりにはいない」と思われがちです。そのため、自分の悩みを家族や友達に打ち明けていいのか悩んだり、ひとりで抱えこんだりすることが少なくありません。

今なお、セクシュアリティやジェンダーについての、性に関する偏見・差別・無理解のために、日常生活においてさまざまな困難が生じています。

相談のご案内

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてのお問い合わせ

四万十市人権啓発センター

受付時間：月曜から金曜（8 時30 分から17 時15 分）

※12時から13時の昼休みと祝日・年末年始を除く。

電話：0880-34-5751

- ・にじいろコール～LGBTs に関する相談～

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

受付時間：毎月第4 土曜日（13 時30 分～16 時30 分）

電話：0120-56-2416

- ・様々な人権問題についての相談

法務局 みんなの人権110 番

受付時間：平日8 時30 分から17 時15 分

電話：0570-003-110

- ・性別の違和や同性愛に関する相談

よりそいホットラインセクシュアルマイノリティ専門ライン

受付時間：24 時間

電話：0120-279-338

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック

2025年7月作成

担当：四万十市 市民・人権課 人権啓発センター

高知県四万十市右山元町1 丁目3-17

TEL・FAX 0880-34-5751

Mail : fureai@city.shimanto.lg.jp